

「産後ケア事業ガイドライン」改定案に関する御意見の募集について

令和6年7月25日
こども家庭庁成育局母子保健課

「産後ケア事業ガイドライン」の改定案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和6年7月25日(木)～令和6年8月30日(金)(必着)

2. 御意見募集対象

「産後ケア事業ガイドライン」(案)

※『産前・産後サポート事業ガイドライン』及び『産後ケア事業ガイドライン』のうち、「産後ケア事業ガイドライン」について、御意見を募集しております。

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げる方法により提出してください(様式は自由)。その際、件名に「産後ケア事業ガイドラインの改定案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント:意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領(提出先を含む)」を確認の上、[意見入力へ](#)のボタンをクリックし、「パブリック・コメント:意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-6003 東京都千代田区霞ヶ関3-2-5 霞が関ビルディング21階
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係宛て

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス:boshihoken.kakari[atmark]cfa.go.jp

「こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係」宛て

※ スпамメール防止のため@を「[atmark]」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します)。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。